

# 収入保険がはじまります！

- ✓ **新しく導入される収入保険では、保険料の掛金率は1%程度で、農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます！**

(これまでの農業共済は、品目が限定され、価格低下による収入減は対象外でした。)

\* 掛金率は、現時点の試算です。損害が発生しなかった場合は、翌年の保険料が下がります。

- ✓ **米、野菜、果樹、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、農産物ならどんな品目でも対象になります！**

\* マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は、対象外です。

\* 収入保険に加入するために必要な青色申告は、簡易な方式でよく、1年の実績があれば加入できます。新規就農者でも加入することができます。

\* 収入保険は、平成31年からスタートします。

加入条件や補償内容など詳しいことは、**石川県農業共済組合**にお問い合わせください。

☎ 076-239-3111 mail kei@nosai-ishikawa.or.jp